

景観形成地域内行為（変更）届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者）
電話番号

群馬県景観条例第12条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

1 景観形成地域の名称			
2 行為の場所	群馬県	市	町 番地
		郡	町・村大字
3 行為の期間	着手予定	完了予定	
	年月日	年月日	
4 行為の種類	(1) 建築物	用途()新築、改築、増築、移転、撤去、外観の模様替え、 外観の色彩の変更	
	(2) 工作物	種類又は用途()新築、改築、増築、移転、撤去、外観の模様 替え、外観の色彩の変更	
	(3)屋外における物品の集積又は貯蔵		
	(4)地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取		
	(5)土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。）		
	(6)広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置 又は外観の変更		
5 届出内容に係る 照会先	住所（所在地）	氏名（名称及び担当者） 電話番号	
6 他法令による 許可の要否	要 否	許認可 の名称	
7 その他参考となる 事項			
市 町 村 受 付		県 受 付	

8 行	(1)建築物		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ	m	m	m	
		構造	造り 階建て			
		仕上材料	屋根	外壁		
		色彩	屋根	外壁		
		敷地の緑化				
		用途地域				
為	(2)工作物	種類	高さ・延長・築造面積	構造	色彩	
			m m m ²			
内	(3)屋外における 物品の集積又は 貯蔵	目的	種類	高さ・面積	遮へい措置	
				m m ²		
容	(4)地形の外観の 変更を伴う鉱物 の掘採又は土石 等の採取	採取物の種類	面積	法面・擁壁の高さ・長さ	遮へい措置	事後措置
			m ²	m m		
	(5)土地の区画 形質の変更	目的	面積	法面・擁壁の高さ・長さ	事後措置	
			m ²	m m		
	(6)広告物の表示 若しくは広告物 を掲出する物件 の設置又は外観 の変更	種類・目的	枚数	面積	色彩	
				m ² (m × m × 面)		
9 景観形成のために 特に配慮した事項						
市意 町 村 長 の 見	地域における 景観形成に関 する計画等					
	意見					

- 注 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び行為に 印を付けること。
また、建築物にあっては用途を、工作物にあっては種類又は用途（例 煙突、高架水槽等）を記入すること。
- 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外へ照会を希望する場合に記入すること。
- 3 「他法令による許認可の要否」欄には、要否に 印を付け、要の場合には砂防指定地、河川保全区域、風致地区、緑地保全地区等他法令による許認可の名称を記入すること。
- 4 外観の様式替え又は色彩の変更の場合には、当該行為に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ面積」欄に、工作物にあっては「高さ・延長・築造面積」欄にそれぞれ記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること（例 日本かわら、小口タイル、波型スレート等）。
- 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入すること（例 淡いグリーン、濃い茶色等）。
- 7 「事後措置」「遮へい措置」欄には、できる限り詳しく記入すること。
- 8 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図書に詳しく記入すること。
- 9 欄は、記入しないこと。
- 10 この届出書には、行為の種類に応じて別表に定める図書（行為の変更の届出にあっては当該図書のうち必要なもの）を添付すること。